

京都市告示第 54 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 6 日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
深草緯65号 線	伏見区深草瓦町3番地の2地先内	旧	メートル 12.80	メートル 3.63 ~ 3.98
		新	12.80	4.01

(建設局土木管理部道路明示課)